平成28年第1回定例会　議案説明資料

議第　１　号	平成２７年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算（第２号）（案）について	【資料１】・・・・１
議第　２　号	平成２８年度南和広域医療企業団病院事業会計予算（案）について	【資料２】・・・・２
議第　３　号	南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	【資料３】　・・・10
議第　４　号	南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例の制定について	【資料４】　・・・11
議第　５　号	南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	【資料５】　・・・13
議第　６　号	南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の制定について	【資料６】　・・・14
議第　７　号	南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の制定について	【資料７】　・・・15
議第　８　号	南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の制定について	【資料８】　・・・16
議第　９　号	南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について	【資料９】　・・・17
議第１０号	南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例の制定について	【資料10】　・・・18
議第１１号	南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	【資料11】　・・・19
議第１２号	南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	【資料12】　・・・20
議第１３号	南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	【資料13】　・・・21
議第１４号	南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について	【資料14】　・・・22
議第１５号	南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	【資料15】　・・・23
議第１６号	南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の制定について	【資料16】　・・・24
議第１７号	南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の制定について	【資料17】　・・・25
議第１８号	南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の制定について	【資料18】　・・・26
議第１９号	南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例の制定について	【資料19】　・・・27
議第２０号	南和広域医療組合事務局設置条例等の廃止について	【資料20】　・・・28
議第２１号	南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について	【資料21】　・・・29
議第２２号	吉野病院の土地・建物の取得について	【資料22】　・・・30
同第　１　号	南和広域医療組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	【資料23】　・・・31

南　和　広　域　医　療　組　合

平　成　２　８　年　３　月　１　日

議第1号　平成２７年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算（第２号）（案）について

資料　1
南和広域医療組合
平成28年3月1日

病院事業債（特別分）採択に伴う予算書等の補正

※　平成28年1月7日　病院事業債（特別分）採択

1．予算書第4条（資本的収入の補正）

（単位：千円）

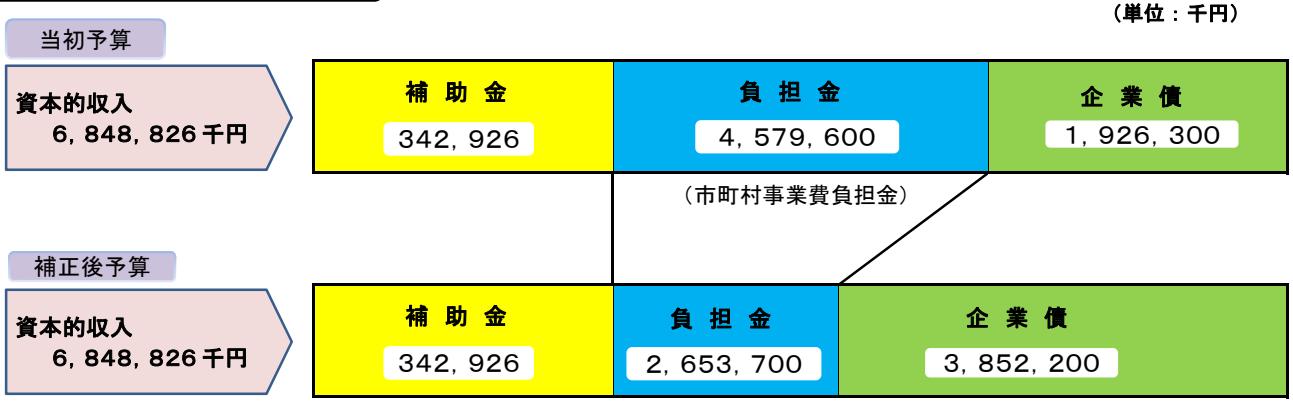

市町村事業費負担金
△１，９２５，９００

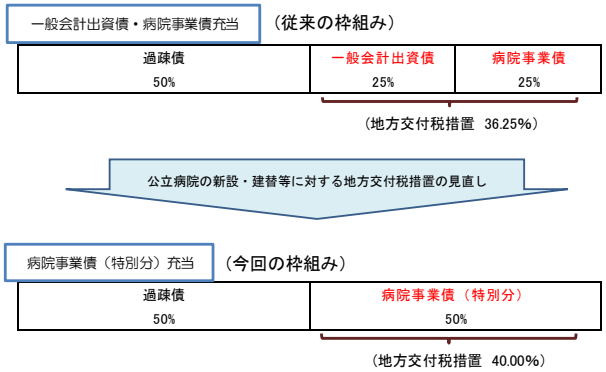

2．予算書第5条（企業債借入限度額の変更）

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
医療器械等購入費	千円 3，852，200	証書借入	６．５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

※ 給与費の流用（専決処分）について

平成27年度予算書

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　18，860 千円

※ 病院開院に向け、嘱託職員・日々雇用職員を増員していることから、増額が必要。
金額を精査のうえ、3月末で専決処分を行うことについて、ご了承いただきたい。

資 料 2

南和広域医療組合
平成28年3月1日

議第2号　平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計予算（案）について

医業収入見込イメージ	【資料２－１】
平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計 南奈良総合医療センター当初予算（案）	【資料２－２】
平成28年度予算における収支について	【資料２－２①】
平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計 吉野病院当初予算（案）	【資料２－３】
平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計 五條診療所当初予算（案）	【資料２－４】
平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計４条予算（案）	【資料２－５】
平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計当初予算（案）概要について	【資料２－６】

医業収入見込イメージ

資料　２－１

南和広域医療組合
平成28年3月1日

①**ベースとなる収入** を 基礎として
②**医療機能強化増収** を加算して
③**平成28年度予算** を算定

①ベースとなる収入　35．3億円

過去5年間の県立五條病院・町立大淀病院の推移から患者数・単価を想定

南奈良総合医療センター　35億3千万円

年延入院患者数　49，275人（135人／日）
入院患者単価　38，997円

年延外来患者数　146，400人（600人／日）
外来患者単価　10，618円

②医療機能強化増収　13．5億円

南奈良総合医療センター増収分
13億5千万円

- ✓ 救急医療体制の強化
- ✓ 手術部門の強化
- ✓ HCUの整備
- ✓ 回復期リハビリ病棟新設
- ✓ 化学療法部門の整備

③平成28年度予算　48．8億円

南奈良総合医療センター　48億8千万円

［一般病床（HCU含む）　196床］
年延入院患者数　55，801人（153人／日）
入院患者単価　42，000円
［回復期リハ病床　36床］
年延入院患者数　11，208人（31人／日）
入院患者単価　35，000円

年延外来患者数　169，400人（700人／日）
外来患者単価　11，500円

南奈良総合医療センター

■平成26年度決算　11．2億円

吉野病院　11億2千万円

年延入院患者数　23，763人（65人／日）
入院患者単価　22，687円
年延外来患者数　36，735人（150人／日）
外来患者単価　13，198円　※院内処方

同程度の収益確保

吉野病院

■平成28年度予算　11．6億円

吉野病院　11億6千万円
［96床］
年延入院患者数　31，968人（88人／日）
入院患者単価　24，288円
年延外来患者数　26，136人（107人／日）
外来患者単価　13，000円　※院内処方

平成２８年度　南和広域医療企業団病院事業会計 南奈良総合医療センター当初予算（案）

資料　２－２
南和広域医療組合
平成28年3月1日

南奈良総合医療センター

（単位：千円）

収益的収入 6,778,209 千円

医業収益 5,506,541

入院収益	外来収益	その他収益	県補助金	他会計補助金	他会計負担金
2,735,922	1,948,100	198,287	494,562	8,145	120,525

- 一般病床(196)　回復病床(36)
  - ・延患者数　55,801人 / 11,208人
  - ・診療単価　42,000円 / 35,000円
  - ・病床利用率　78.00% / 85.5%
- ・１日当り患者　700人
  ・延患者数　169,400人
  ・診療単価　11,500円
- 室料差額　92,242
  公衆衛生　28,639
  医療相談　36,902
  その他収益　40,504
- 開院時立上り支援　114,873
  五條準備人件費　140,161
  退職手当分　95,944
  期末勤勉手当分　101,509
  地域医療再生　36,075
  へき地機構専門官　6,000
  キャリアアップ　1,000
- ﾄﾞｸﾀｰﾍﾘ運行　8,145
- 特別交付税分
  ・へき地　9,540
  ・院内保育所　3,906
  ・公立病院ﾌﾟﾗﾝ　500
  期末勤勉手当分（大淀・吉野）　96,679
  へき地医師派遣負担　9,900

医業外収益 1,167,750

他会計負担金	その他
203,843	963,907

- 市町村負担金
  ・運営費負担金
  病院事業充当　100,000
  ・公債費負担金　103,843

看専 103,918

県補助金	その他収益
80,000	23,918

- 受取利息　1,875
  長期前受金戻入（減価償却相当分）　930,654
  その他医業外　31,378

収支差

−637,196　①

収益的支出 7,415,405 千円

医業費用 7,077,656

給与費	材料費	経費	減価償却費	研究研修費
3,544,786	1,000,873	1,383,591	1,134,976	13,430
（対医業収益比） (72.6%)	(20.5%)	(28.3%)	(23.2%)	(0.3%)

- ・給料　1,337,294
  ・手当　1,189,680
  ・報酬　36,957
  ・賃金　72,267
  ・法定福利費　536,123
  ・法定福利費引当金　17,431
  ・退職給与費　98,823
  ・退職給与引当金　74,524
  ・賞与引当金　181,687
- ・薬品費　581,107
  ・診療材料費　408,607
  ・給食材料費　6,555
  ・医療消耗備品費　4,604
- ・報償費　108,620
  ・消耗品費　15,074
  ・光熱水費　152,653
  ・燃料費　56,871
  ・印刷製本費　13,099
  ・賃借料　102,713
  ・委託料　675,099
  ・負担金　230,051
  ・その他委託　29,411

医業外費用

企業債利息等
245,387

- ・支払利息　企業債　104,583
  ・長期前払消費税　140,804

看専 92,362

給与費	その他
79,500	12,862

平成２８年度予算における収支について

資料 2－2 ①

南和広域医療組合
平成28年3月1日

平成28年度予算（南奈良総合医療センターの場合）

収益的収入	6,778,209	千円
収益的支出	7,415,405	千円
収支差	−637,196	千円 ①

上記収入・支出のうち現金収支を伴わない経理

収入	長期前受金戻入額	930,654	千円
支出	長期前払消費税	140,804	千円
支出	減価償却額	1,134,976	千円
	差　　額	−345,126	千円 ②

損　益　イ　メ　ー　ジ

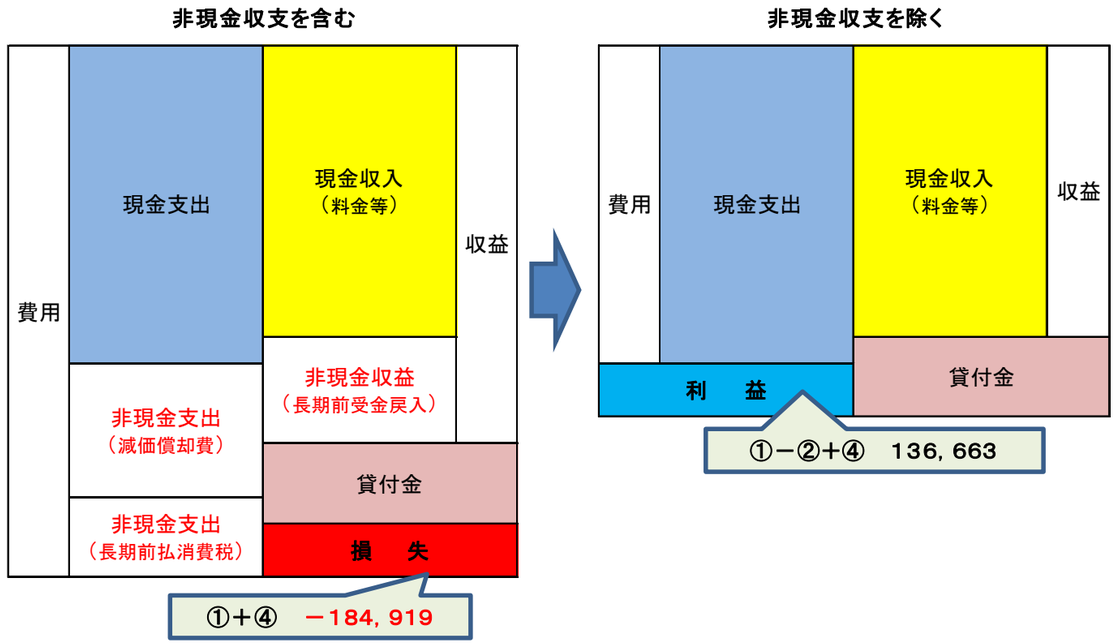

①のうち、②を除いた金額	−292,070	千円	③（①－②）
県からの貸付金	428,733	千円	④
貸付後収支	136,663	千円	⑤（③＋④）

※貸付後収支に赤字が発生した場合に補てんが発生

県 1／2	市町村 1／2

平成２８年度　南和広域医療企業団病院事業会計 吉野病院当初予算（案）

資料　２－３
南和広域医療組合
平成28年3月1日

吉野病院

（単位：千円）

収益的収入
1,324,964 千円

医業収益 1,288,615					医業外収益
入院収益	外来収益	その他収益	他会計補助金	他会計負担金	医業外収益
776,467	339,768	46,830	18,802	106,748	36,349

- 入院収益：一般病床(50)　療養病床(46)
  - 一般病床：延患者数 16,790人／診療単価 28,166円／病床利用率 92.00%
  - 療養病床：延患者数 15,178人／診療単価 20,000円／病床利用率 90.4%
- 外来収益：１日当り患者 108人／延患者数 26,136人／診療単価 13,000円
- その他収益：室料差額 37,108／公衆衛生 6,457／その他 3,265
- 他会計補助金：退職手当補助（吉野） 18,802
- 他会計負担金：特別交付税分 ・へき地 9,800 ・不採算地区 80,832／期末勤勉手当分（吉野） 16,116
- 医業外収益：長期前受金戻入（減価償却相当分） 20,792／その他医業外 15,557

収支差
48,482

収益的支出
1,276,482 千円

（対医業収益比）

医業費用 1,269,482					医業外費用
給与費	材料費	経費	減価償却費	研究研修費	長期前払消費税
684,178	259,212	304,800	20,792	500	7,000
（58.8%）	（20.4%）	（26.2%）			

- 給与費：給料 268,533／手当 202,530／報酬 11,840／賃金 24,017／法定福利費 106,142／法定福利費引当金 3,436／退職給与費 19,734／退職給与引当金 14,677／賞与引当金 33,269
- 材料費：薬品費 236,348／診療材料費 20,614／給食材料費 1,000／医療消耗備品費 1,250
- 経費：報償費 16／消耗品費 3,746／光熱水費 34,236／燃料費 11,260／印刷製本費 648／賃借料 55,426／委託料 171,685／その他委託 27,783

現金収支を伴わない科目

（収入）	長期前受金戻入	20,792 千円
（支出）	長期前払消費税	7,000 千円
（支出）	減価償却費	20,792 千円
		-7,000 千円 ②

実質収支
①－②　55,482 千円

貸付金　69,900 千円

貸付後収支　**125,382 千円**

平成２８年度　南和広域医療企業団病院事業会計 五條診療所当初予算（案）

資料　２－４
南和広域医療組合
平成28年3月1日

五條診療所

（単位：千円）

収益的収入
48,669 千円

医　業　収　益　48,669

外来収益	その他収
48,528	141

外来収益
・１日当り患者
33人
・延患者数
8,064人
・診療単価
4,600円

訪問診療収益
・延患者数
288人
・診療単価
39,700円

その他収益
141

収益的支出
54,334 千円

医　業　費　用　54,334

給与費	材料費	経費
22,808	10,863	20,663

・給料
5,226
・手当
9,636
・賃金
3,192
・法定福利費
3,546
・法定福利費引当金
75
・退職給与引当金
249
・賞与引当金
884

・薬品費
6,379
・診療材料費
4,484

・旅費交通費
78
・消耗品費
130
・光熱水費
6,264
・燃料費
1,383
・印刷製本費
65
・賃借料
98
・委託料
10,650
・その他委託
1,995

収支差

-5,665

実質収支　-5,665 千円

貸付金　7,100 千円

貸付後収支　**1,435 千円**

平成２８年度　南和広域医療企業団病院事業会計　４条予算（案）

資料　２－５

南和広域医療組合

平成28年3月1日

病院事業資本的収入

（単位：千円）

	南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院	合　計	備　考
項）補助金	361,831	1,072,080	69,074	1,502,985	
目）県補助金	338,710	1,072,080	69,074	1,479,864	
地域再生基金	338,710	1,072,080	69,074	1,479,864	
目）他会計補助金	23,121	0	0	23,121	
他会計補助金	23,121	0	0	23,121	ドクヘリ運行（医療機器15,234 ボード購入862 設備費7,025
項）負担金	556,044	0	861,456	1,417,500	
目）他会計負担金	556,044	0	861,456	1,417,500	
市町村事業費負担金	556,044	0	861,456	1,417,500	市町村事業費負担金
項）企業債	900,064	0	1,157,800	2,057,864	
目）企業債	900,064	0	1,157,800	2,057,864	病院事業債（特別分）
企業債	900,064	0	1,157,800	2,057,864	
款）病院事業資本的収入	1,817,939	1,072,080	2,088,330	4,978,349	

病院事業資本的支出

（単位：千円）

	南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院	合　計	備　考
項）建設改良費	1,817,939	1,072,080	2,088,330	4,978,349	
目）病院改築事業費	35,000	0	1,988,330	2,023,330	
工事請負費	0	0	1,973,330	1,973,330	五條病院改修工事
工事事務費	0	0	15,000	15,000	五條病院改修工事管理費
工事事務費	35,000	0	0	35,000	業務システム委託10,000 業務支援25,000
目）器械備品購入費	1,782,939	0	100,000	1,882,939	
医療器械購入費	207,840	0	0	207,840	医療機器191,744 ドクヘリ（備品）16,096
医療器械購入費	244,000	0	0	244,000	既存病院医療機器負担金
医療器械購入費	0	0	100,000	100,000	医療備品購入費
器具備品購入費	1,331,099	0	0	1,331,099	医療情報システム1,240,000 什器備品84,074 ドクヘリ運行7,025
目）土地購入費	0	99,000	0	99,000	
土地購入	0	99,000	0	99,000	吉野病院
目）建物購入費	0	973,080	0	973,080	
建物購入	0	973,080	0	973,080	吉野病院
款）病院事業資本的支出	1,817,939	1,072,080	2,088,330	4,978,349	

資本的収入－資本的支出	0	0	0	0

平成２８年度　南和広域医療企業団病院事業会計当初予算（案）概要について

資料　２－６
南和広域医療組合
平成28年3月1日

収益的収入及び支出

収　入

第　１　款	南奈良総合医療センター	6,778,209	千円	
第　１　項	医　業　収　益	5,506,541	千円	
第　２　項	医 業 外 収 益	1,167,750	千円	
第　３　項	看護師養成事業収益	103,918	千円	
第　２　款	吉　野　病　院	1,324,964	千円	
第　１　項	医　業　収　益	1,288,615	千円	
第　２　項	医 業 外 収 益	36,349	千円	
第　３　款	五條診療所	48,669	千円	
第　１　項	医　業　収　益	48,669	千円	
第　２　項	医 業 外 収 益	0	千円	
	収入合計	8,151,842	千円	

支　出

第　１　款	南奈良総合医療センター	7,415,405	千円	−637,196
第　１　項	医　業　費　用	7,077,656	千円	
第　２　項	医 業 外 費 用	245,387	千円	
第　３　項	看護師養成事業費用	92,362	千円	
第　２　款	吉　野　病　院	1,276,482	千円	48,482
第　１　項	医　業　費　用	1,269,482	千円	
第　２　項	医 業 外 費 用	7,000	千円	
第　３　款	五條診療所	54,334	千円	−5,665
第　１　項	医　業　費　用	54,334	千円	
第　２　項	医 業 外 費 用	0	千円	
	支出合計	8,746,221	千円	−594,379

	収支	非現金収支分
	−637,196	−345,126
	48,482	−7,000
	−5,665	0
	−594,379	−352,126

実質収支	−242,253
貸付金	505,733
貸付後収支	263,480

資本的収入及び支出

収　入

第　１　款	南奈良総合医療センター	1,817,939	千円	
第　１　項	補　助　金	361,831	千円	
第　２　項	負　担　金	556,044	千円	
第　３　項	企　業　債	900,064	千円	
第　２　款	吉　野　病　院	1,072,080	千円	
第　１　項	補　助　金	1,072,080	千円	
第　３　款	五條病院	2,088,330	千円	
第　１　項	補　助　金	69,074	千円	
第　２　項	負　担　金	861,456	千円	
第　３　項	企　業　債	1,157,800	千円	
	収入合計	4,978,349	千円	

支　出

第　１　款	南奈良総合医療センター	1,817,939	千円	0
第　１　項	建 設 改 良 費	1,817,939	千円	
第　２　款	吉　野　病　院	1,072,080	千円	0
第　１　項	建 設 改 良 費	1,072,080	千円	
第　３　款	五條病院	2,088,330	千円	0
第　１　項	建 設 改 良 費	2,088,330	千円	
	支出合計	4,978,349	千円	0

議第3号
南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

資料 3

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1．改　正　趣　旨

国の指定職及び指定職相当以上の特別職の給与改定に準じて行われる奈良県知事・副知事の期末手当の改定のための「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例」の一部改正に準じ、組合副管理者の平成２７年度期末手当の１２月支給率の改定を行うもの。

2．改　正　内　容

期末手当のうち、１２月期支給率の改定
　改定前の率　１００分の１６２．５
　改定後の率　１００分の１６７．５

施行日は、県の改正条例の施行日に準ずる。

適用日は、１２月期の期末手当の基準日である平成２７年１２月１日からとする。

3．新　旧　対　照　表

新	旧	備　考
（その他の給与） 第３条　（略） ２～４　（略） ５　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては１００分の１４７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１６７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（その他の給与） 第３条　（略） ２～４　（略） ５　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては１００分の１４７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１６２．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	支給率の改　定

4．施　行　日　等

施行日：平成２８年３月３１日
適用日：平成２７年１２月１日

議第4号
南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例の制定について

資料 4

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴い、現に施行中の条例の整理について、必要な事項を定めるもの。

2. 主なポイント

○ 現に施行中の条例における「組合」及び「管理者」など組合に関連する字句を、条例の題名を含め「企業団」及び「企業長」など企業団に関連する字句に改正する。

○ 同時に、現に施行中の条例の各条項について、企業団発足時の体制及び企業団条例に適合させる所要の改正を行う。

○ 条例案については、組合から企業団に移行した君津中央病院企業団の例規を参考に作成。

○ 条例の施行は、企業団が発足する平成28年4月1日とする。

3. 条例案の概要

① 整理の対象となる条例(22条例)
- 南和広域医療組合公告式条例
- 南和広域医療組合の休日を定める条例
- 南和広域医療組合職員定数条例
- 南和広域医療組合職員の分限に関する条例
- 南和広域医療組合懲戒の手続き及び効果に関する条例
- 南和広域医療組合職務に専念する義務の特例に関する条例
- 南和広域医療組合委員会の委員その他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 南和広域医療組合管理者等の給与及び旅費に関する条例
- 南和広域医療組合議会委員会条例
- 南和広域医療組合議会の定例会の回数を定める条例
- 南和広域医療組合監査委員に関する条例
- 南和広域医療組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- 南和広域医療組合実費弁償条例
- 南和広域医療組合財政状況の公表に関する条例
- 南和広域医療組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 南和広域医療組合整備運営基金条例
- 南和広域医療組合附属機関に関する条例
- 南和広域医療組合情報公開条例
- 南和広域医療組合個人情報保護条例
- 南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例
- 南和広域医療組合南奈良看護専門学校の設置及び管理に関する条例
- 南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例

3.　条例案の概要

② 組合に関連する字句の改正

	新	旧
1	南和広域医療企業団公告式条例	南和広域医療組合公告式条例
2	企業長	管理者
3	企業長名	管理者名
4	企業長印	管理者印
5	企業団	組合
6	南和広域医療企業団	南和広域医療組合
7	南和広域医療企業団職員定数条例	南和広域医療組合職員定数条例
8	南和広域医療企業団規約(平成28年2月1日総行市第1号)	南和広域医療組合規約(平成24年1月23日総行市第146号)
9	南和広域医療企業団	組合事務所
10	南和広域医療企業団職員	南和広域医療組合職員
11	南和広域医療企業団職務	南和広域医療組合職務
12	南和広域医療企業団委員会	南和広域医療組合委員会
13	南和広域医療企業団企業長等	南和広域医療組合管理者等
14	企業長等	管理者等
15	南和広域医療企業団議会委員会条例	南和広域医療組合議会委員会条例
16	南和広域医療企業団議会	南和広域医療組合議会
17	南和広域医療企業団議会会議規則準用	南和広域医療組合議会会議規則準用
18	南和広域医療企業団議会会議規則	南和広域医療組合議会会議規則
19	南和広域医療企業団監査委員	南和広域医療組合監査委員
20	南和広域医療企業団議会議員	南和広域医療組合議会議員
21	南和広域医療企業団実費弁償条例	南和広域医療組合実費弁償条例
22	南和広域医療企業団財政状況	南和広域医療組合財政状況
23	南和広域医療企業団長期継続契約	南和広域医療組合長期継続契約
24	南和広域医療企業団整備運営基金条例	南和広域医療組合整備運営基金条例
25	南和広域医療企業団事業	南和広域医療組合事業
26	南和広域医療企業団整備運営基金	南和広域医療組合整備運営基金
27	南和広域医療企業団附属機関	南和広域医療組合附属機関
28	南和広域医療企業団情報公開条例	南和広域医療組合情報公開条例
29	南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会	南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会
30	南和広域医療企業団個人情報保護条例	南和広域医療組合個人情報保護条例
31	南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例	南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例
32	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校	南和広域医療組合南奈良看護専門学校
33	南和広域医療企業団病院事業	南和広域医療組合病院事業
34	企業長	組合管理者

③ 主な所要の改正

(1)　南和広域医療組合職員定数条例の一部改正

第3条中「25人以内」を「460人以内」に改める。

(2)　南和広域医療組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

第2条の次に次の2条を加える。

(給料)

第3条　企業長の給料月額は、718,000円とする。

2　副企業長の給料月額は、640,000円を上限として企業長が定める額とする。

3　前項の規定にかかわらず、副企業長が医師である場合の給料月額については、一般職に属する職員のうち南奈良総合医療センターの院長に相当する職員の給与相当額を基準に企業長が定めるものとする。

第4条(省略)

(3)　南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正(以下は抜粋)

第4条の次に次の1条を加える。

(組織)

第5条　地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、南和広域医療企業団(以下「企業団」という。)南奈良総合医療センター、企業団吉野病院、企業団五條診療所及び企業団南奈良看護専門学校を置く。

(4)　改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)の本年4月1日施行に伴う既存関係条例の字句等の改正

議第5号
南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

資料５

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

地方公務員法第58条の2の規定に基づき人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、公表する事項、公表の時期及び公表の方法に関すること。

○ 条例案については、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団）の例規を参考に作成。

○ 企業団発足後の人事行政の運営状況を公表することから、条例の施行は平成29年4月1日とする。

3. 条例案の概要

① 公表の時期
前年度の職員に係る状況を毎年12月末日までに公表

② 公表する事項
(1) 職員の任免及び職員数に関する状況
(2) 職員の人事評価の状況
(3) 職員の給与の状況
(4) 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
(5) 職員の休業の状況
(6) 職員の分限及び懲戒の状況
(7) 職員の服務の状況
(8) 職員の退職管理の状況
(9) 職員の研修並びに福祉及び利益の保護の状況

③ 公表の方法
(1) 南和広域医療企業団事務局掲示板に掲示する方法
(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

4. 施 行 日

施行日：平成29年4月1日

議第6号
南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の制定について

資料６

南和広域医療組合
平成28年3月1日

１．制　定　趣　旨

企業団の発足に伴い、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、一般職職員の定年等に関し必要な事項を条例で定めるもの。

２．主なポイント

○　条例で制定しなければならない事項は、職員の定年退職日及び定年となる年齢、定年退職の特例（勤務の延長）に関すること。

○　条例案については、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団）の例規を参考に作成。

３．条例案の概要

○　定年退職日
定年に達した日以後の最初の3月31日

○　定年となる年齢
60歳（医師及び歯科医師は65歳）

○　定年退職の特例（勤務の延長）

①　次の各号のいずれかに該当するときは、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3)　当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

②　延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

４．施　行　日

施行日：平成28年4月1日

議第7号
南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の制定について

資料７

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

地方公務員法第28条の4第1項から第3項の規定に基づき、定年退職した職員（定年退職者に準ずる者を含む。）の再任用に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、定年退職者に準ずる者、任期の更新、任期の末日に関すること。

○ 条例案については、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団）の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 定年退職者に準ずる者

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用されたことがある者

② 任期の更新

職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

③ 任期の末日

65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第8号
南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

資料８

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

企業団の発足及び病院開設を4月に控え、必要な職員の採用を行うことから、地方公務員法で規定する「服務の宣誓に関する事項」を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 地方公務員法第31条の規定に基づき、条例において職員の服務の宣誓に関する事項を定める。

○ 宣誓の内容については、旧自治省の準則で示されているものに準じる。

○ 五條病院、吉野病院及び大淀病院の職員から引き続いて南和広域医療企業団に身分移管される職員については、それぞれの団体で提出された宣誓書をもって、企業長に宣誓書を提出したものとみなす運用を行う。

3. 条例案の概要

（職員の服務の宣誓）

第２条　新たに職員となった者は、企業長又は企業長の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名したあとでなければ、その職務を行うことができない。

附　　則

（経過措置）

2　平成28年3月31日現在において奈良県立五條病院、吉野町国民健康保険吉野病院又は大淀町立大淀病院に勤務し、引き続きこの条例の適用を受けることになった職員については、第2条に規定する服務の宣誓があったものとみなす。

別記様式（第2条関係）

宣　誓　書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　　月　　日

氏名

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第9号

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について

資料９

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項、第3条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、育児休業をすることができない職員、同一の子について再度の育児休業ができる要件、育児休業の期間延長ができる要件、育児休業の承認の失効に関すること。

○ 条例案については、総務省の準則、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団）の例規を参考に作成。

○ すでに現職場で育児休業の承認を得ている職員で企業団に身分移管される職員については、当初から企業団において育児休業の承認を受けているものとみなす運用を行う。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

3. 条例案の概要

① 育児休業をすることができない職員(法の規定により、非常勤職員も該当)
- (1) 育児休業又は配偶者同行休業に伴う任期付き採用職員又は臨時的任用職員
- (2) 定年の延長により引き続いて勤務している職員

② 同一の子について再度の育児休業ができる要件
- (1) 子の出生の日から57日以内に申請した場合
- (2) 次子の産前休暇を届け出たことにより当初の育児休業の承認が失効となった後、次子が死亡又は養子縁組などにより職員と別居することとなった場合
- (3) 休職の処分を受け、育児休業の承認が効力を失った後、処分の期間が終了した場合
- (4) 育児休業の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育できない状態が相当期間にわたり係属すると見込まれるとして取り消された後、養育することができる状態に回復した場合
- (5) 育児休業等計画書に基づき、最初の育児休業又は育児短時間勤務をした後、3月以上の期間が経過した場合に再度育児休業を又は育児短時間勤務をする場合
- (6) 育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、再度の育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生ずることとなった場合

③ 育児休業の期間延長ができる要件(法の規定により、3歳まで1回に限り延長可能)
- (1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- (2) 配偶者と別居した場合
- (3) 期間の延長の請求時に不測の事態が生じたことにより、再度の延長をしなければ、子の養育に著しい支障が生ずることとなった場合

④ 育児休業の承認の失効に関すること
- (1) 育児休業の承認を受けている職員が産前休暇を始めた場合
- (2) 職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- (3) 育児休業に係る子が死亡した場合ほか

議第10号
南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例の制定について

資料10

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

職員の公務能力向上に資する自発的な学習を支援するため、地方公務員法第26条の2の規定に準拠して、一般職職員の修学部分休業に関し必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、修学部分休業の期間と時間、修学の対象と認められる教育施設、承認の取消事由に関すること。

○ 条例案については、地方自治法第26条の2の規定及び県の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 修学部分休業の期間と勤務しないことができる時間
2年を超えない期間で、1週間を通じ18時間45分を超えない範囲で15分を単位とする。

② 教育施設
(1) 学校教育法による大学及び高等専門学校
(2) 学校教育法による専修学校
(3) 学校教育法による各種学校

③ 承認の取消事由
(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第11号
南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

資料11

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

高年齢に達した職員の部分休業について、公務の運営に支障がない場合に認めることができるよう、地方公務員法第26条の3の規定に準拠して、一般職職員の部分休業に関し必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、高齢者部分休業の期間と時間、承認の取消事由又は休業時間の短縮及び休業時間の延長に関すること。

○ 条例案については、地方自治法第26条の3の規定及び県の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 高齢者部分休業ができる期間

55歳（医師・歯科医師は60歳）の年齢に達した日の属する年度の翌年4月1日から定年退職日（定年に達した日以後の最初の3月31日）までの期間中

② 勤務しないことができる時間

1週間を通じて18時間45分を超えない範囲内で、15分を単位とする。

③ 承認の取消事由又は休業時間の短縮

高齢者部分休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

④ 休業時間の延長

職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がない場合は、休業時間の延長をすることができる。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第12号
南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

資料12

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

職員の公務能力の向上に資する自主的な能力開発や自発的な国際貢献活動を支援するため、地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、一般職職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、自己啓発等休業の期間、自己啓発活動の対象と認められる教育施設又は外国における奉仕活動、期間の延長に関すること、承認の取消事由に関すること。

○ 条例案については、医療業務を一部事務組合で行っている先行例(君津中央病院企業団)及び奈良県立病院機構の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 自己啓発等休業の期間
3年を超えない範囲内の期間

② 教育施設
(1) 学校教育法による大学(当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。)
(2) 大学又は大学院に相当する教育を行うものと認められる課程を置く教育施設
(3) 前二号に相当する外国の教育施設
(4) 学校教育法による専修学校であって専門課程を置くもの

③ 奉仕活動
(1) 独立行政法人国際協力機構（JAICA）が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動
(2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるもの

④ 期間の延長に関すること
通算3年を超えない範囲内の期間で1回に限る。

⑤ 承認の取消事由
(1) 正当な理由なく、大学等課程を休学し、若しくは授業を頻繁に欠席し又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
(2) 大学等課程を休学し、停学にされ、又は授業を欠席していること、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第13号
南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

資料13

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等する配偶者と一定期間生活を共にすることができるよう、地方公務員法第26条の6第1項、第2項、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、同行休業の期間、配偶者の外国での滞在事由、期間の延長に関すること、承認の取消事由に関すること。

○ 条例案については、県の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 同行休業の期間
3年を超えない範囲内の期間

② 配偶者の外国滞在事由
(1) 外国での勤務
(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
(3) 学校教育法による大学に相当する外国の大学であって外国に所在するものにおける修学
(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として企業長が定めるもの

③ 期間の延長に関すること
通算3年を超えない範囲内の期間

④ 承認の取消事由
(1) 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった場合
(2) 配偶者同行休業をしている職員が産前産後休暇をとることとなった場合
(3) 配偶者同行休業をしている職員が育児休業をとることとなった場合

4. 施 行 日

施行日:平成28年4月1日

議第14号
南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について

資料14

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、この条例の対象となる職員、補償を実施する責任を負う機関(実施機関)、補償及び福祉事業、罰則に関すること。

○ 条例案については、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団及び北播磨総合医療センター事業団）の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 条例の適用を受ける職員
議会の議員、非常勤の監査委員、審査会及び調査会の委員その他非常勤の職員

② 実施機関

議会の議員	議長
非常勤の監査委員	企業長
その他の職員	企業長

③ 補償、福祉事業及びその他補足規定
「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良県条例第15号)」の規定の例による。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第15号
南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

資料15

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、職員の給与の種類及び基準に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、給与の種類、手当の種類及び給与の基準に関すること。

○ 条例案については、総務省の準則、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団）の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 給料の種類 （第2条第1項）
給料及び手当

② 手当の種類 （第2条第3項）
初任給調整手当、扶養手当、地域手当、
住居手当、通勤手当、単身赴任手当、
特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、
管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、
管理職手当、期末手当、勤勉手当、
退職手当

③ 給与の基準 （第3条第3項）
給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号級の数並びに各職務における最低の号級の給料額及び号級間の給料額の差額は、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

※地方公営企業法第38条
第2項 企業職員の給与は、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならない。
第3項 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、当該地方公営事業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第16号
南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の制定について

資料16

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員の退職手当に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、退職手当の支給対象となる職員、退職手当の算定の基礎となる退職手当の基本額、調整額、勤続期間の計算、退職手当の支給制限及び支払差し止めに関すること。

○ 条例案については、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団）の例規を参考に作成。

○ 各病院から身分移管される職員のうち、退職金の支給を受けた職員で所要の税額を除く金額を企業団に納付した職員については、当初から企業団に勤務している職員とみなす運用を行う。（退職金が支給されない職員については、条例本則の規定により、当初から企業団職員として在職しているものとみなされる。）

3. 条例案の概要

① 退職手当の支給対象職員
常時勤務に服することを要する職員

② 退職手当の基本額、調整額、勤続期間の計算、退職手当の支給制限及び支払差し止め
「奈良県職員に対する退職手当に関する条例」の規定に準拠

③ 在職期間の特例（附則第２項）
平成28年3月31日において吉野町国民健康保険吉野病院又は大淀町立大淀病院に勤務し、引き続きこの条例の適用を受けることになった職員で、同日以後に奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例（昭和62年退職手当組合条例第1号）の規定による退職手当の支給を受けたもののうち、支給された退職手当（所得税法（昭和41年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による所得税及び住民税を控除した後の手当をいう。）を企業長の指定する日までに引継資金として南和広域医療企業団に納付したものについては、第16条第5項に規定する職員以外の地方公務員とみなす。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第17号
南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の制定について

資料17
南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

地方自治法第204条第2項及び第3項の規定に基づき、企業長及び副企業長の退職手当に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、退職手当の額、在職月数の計算、退職手当の支給等に関すること。

○ 条例案については、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（広域紋別病院企業団）の例規を参考に作成。

3. 条例案の概要

① 退職手当の額
給料月額 × 在職月数 × 100分の10
※支給割合の都道府県平均 100分の27
（熊本県 10/100 ～ 徳島県 40/100）

② 在職月数の計算
(1) 企業長又は副企業長になった日から退職した日までの期間につき暦に従って計算。一月未満の端数は切り捨てる。
(2) 奈良県職員（国家公務員を含む。）であった者が退職手当の支給を受けないで企業長又は副企業長となった場合は、企業長又は副企業長の退職手当の計算の基礎となる在職期間については、奈良県での勤続期間を通算する。

③ 退職手当の支給等
(1) 退職手当の支給は任期ごとに行う。
(2) 前記②の(2)の者が引き続き奈良県職員(国家公務員を含む。)となった場合は、退職手当は支給しない。
(3) 退職手当の支給方法及び支給制限等に関し、この条例に定めのない事項については、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員の例による。
(4) 前記②の(2)の者が退職した場合は、①にかかわらず、一般職職員の退職手当との均衡を考慮したうえで、運営会議の承認を得て退職手当の額を定める。

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第18号
南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の制定について

資料18

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

南奈良総合医療センター、吉野病院及び五條診療所の開設に伴い、診療等に係る料金の徴収について、必要な事項を条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、診療費の額、文書料その他の料金に関すること。

○ 条例案については、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例（君津中央病院企業団）の例規を参考に作成。

○ 料金については、県立病院、吉野病院及び大淀病院並びに近隣病院の料金を参考に設定。

3. 条例案の概要

○ 診療費に係る料金
県立病院と同様

○ 診療費以外の料金

別表(第2条関係)

		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條診療所
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者(緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。)に対する加算料		初診料算定1回につき　1，080円		
室　料	特室	1日につき　10，800円	一般病床　1日につき　7，560円 療養病床　1日につき　4，320円	
	A室	1日につき　7，560円		
	B室		1日につき　5，400円	
	C室		1日につき　3，240円	
	D室(2床室)		1日につき　1，080円	
文書料	1　自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による保険金又は損害賠償額の支払の請求に必要な書類	診断書1通につき　5，400円 診療費明細書1通につき　3，240円		
	2　年金の受給に必要な診断書	1通につき　5，400円		
	3　生命保険等の保険金の支払の請求に必要な診断書	1通につき　5，400円		
	4　前各号以外の文書	1通につき　3，240円以内で企業長が定める額		
その他の料金		企業長が定める額		

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第19号
南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例の制定について

資料19

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることにより、同法第81条第1項又は第2項の規定により地方公共団体に審査会の設置が求められているため、必要な事項について条例で定めるもの。

2. 主なポイント

○ 条例で制定しなければならない事項は、審査請求に係る審査を行う行政不服審査会の設置に関する事項、書類の写し等の交付に係る手数料に関することなど。

○ 条例案については、県から市町村等に示されている条例準則を参考に作成。

3. 条例案の概要

○ 南和広域医療企業団行政不服審査会

① 行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、南和広域医療企業団の附属機関として、南和広域医療企業団行政不服審査会を置く。

○ 審査会の委員

① 審査会は、委員５人以内で組織する。
② 委員は、事件ごとに、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。
③ 委員は、その者の任命に係る事件の処理が終了したときは、その職を失う。
④ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
⑤ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない

○ 書類の写し等の交付に係る手数料

- 用紙に単色刷で出力したものの交付　１枚につき10円
- 用紙に多色刷で出力したものの交付　１枚につき50円

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第20号
南和広域医療組合事務局設置条例等の廃止について

資料20

南和広域医療組合
平成28年3月1日

1. 制 定 趣 旨

地方公営企業法が全部適用される企業団となることから、条例規定事項が企業長権限に属することとなること、及び企業団の体制に応じた新条例の制定が必要となることから、条例を廃止するもの。

2. 主なポイント

○ 地方公営企業法第10条に基づき、管理者(企業長)権限に属する事項を企業管理規程として制定できることになることから廃止の必要があるもの 4条例

○ 地方公営企業法第33条第1項の規定に基づき、資産の取得、管理及び処分は管理者(企業長)が行うこととなることから廃止が必要となるもの 1条例

○ 病院開設に伴い、従前の条例を全面的に改めることとなることから廃止することとなるもの 1条例

○ 企業長及び副企業長の給与・旅費に関し条例が複数存在していたが、専任の企業長を置き報酬を支給することから、条例を一本化する必要があるもの 1条例

3. 条例案の概要

① 管理規程の制定により廃止する条例(4条例)
- ・南和広域医療組合事務局設置条例
- ・南和広域医療組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・南和広域医療組合職員の給与に関する条例
- ・南和広域医療組合の一般職の職員等の旅費に関する条例

② 資産の取得、管理及び処分を管理者(企業長)が行うことにより廃止する条例(1条例)
- ・南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約に関する条例

※ ただし、地方公営企業法第33条第2項により、「条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。」として議会の関与が担保されている。

改正後)南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例
第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売り払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入若しくは譲渡とする。

③ 病院開設に伴い、規定内容の全面改正が必要となることから廃止する条例(1条例)
- ・南和広域医療組合行政財産使用料条例

④ 条例を一本化するため廃止する条例(1条例)
- ・南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例

4. 施 行 日

施行日：平成28年4月1日

議第21号
南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について

資料21
南和広域医療組合
平成28年3月1日

１.工事概要

(1) 工 事 名：南和広域医療組合五條病院改修工事

(2) 工事場所：五條市野原西５丁目２番５９号　地内

(3) 工事概要：１．本館Ａ棟（ＲＣ造、４階建て、延べ面積約3,600㎡）、看護専門学校（ＲＣ造、４階建て、延べ面積約2,020㎡）、
学生寮（ＲＣ造、３階建て、延べ面積約1,400㎡）、車庫棟、守衛室、透析排水処理施設、ブロアー室等の撤去工事
２．玄関棟（Ｓ造、１階建て、延べ面積340㎡）新築工事
３．新館棟（ＲＣ造、地下１階地上６階建て、延べ面積6,887㎡）及び本館Ｃ棟（ＲＣ造、１階建て、延べ面積192㎡）の改修工事
４．本館Ｂ棟（ＲＣ造、地下１階地上４階建て、延べ面積1,727㎡）及び機械棟（ＲＣ造、２階建て、延べ面積771㎡）の耐震改修工事
５．付帯する外構工事　一式
６．上記の係る電気設備及び機械設備工事一式

(4) 工事期間：　南和広域医療組合議会の議決の日から平成２９年２月２８日

(5) 予定価格：　金　１，９３６，９０４，４００円（消費税及び地方消費税(計８%)を含む）

２.工事業者選定方法　総合評価落札方式一般競争入札

３.参加資格（抜粋）　奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者２者、３者又は４者で構成される特定建設工事共同企業体

入札状況

○ 平成２７年１２月１０日　：　公　告
○ 平成２７年１２月２４日　：　入札参加申込書の提出期限
○ 平成２８年　２月　９日　：　入札書及び見積根拠資料の提出期限
○ 平成２８年　２月１０日　：　開　札
○ 平成２８年　２月１２日　：　資格審査を実施
○ 平成２８年　２月１５日　：　建設工事請負業者選定審査会を開催　落札候補者を決定
○ 平成２８年　２月２２日以降　：　仮契約締結

仮契約の状況

１.工　事　期　間　：　南和広域医療組合議会の議決の日から平成２９年２月２８日
２.契　約　金　額　：　金１，９３６，４４０，０００　円（消費税及び地方消費税(計８%)を含む）
３.契約の相手方　：　村本・田原特定建設工事共同企業体

議第22号　吉野病院の土地・建物の取得について

資料22
南和広域医療組合
平成28年3月1日

土　地

字	地　番	地　目	地積（㎡）	摘　要
丹治	130番1	宅地	3,921.02	

建　物

字	地　番	地　目	種　別	単　位	数量（㎡）	摘　要
丹治	130番1	宅地	病院	1式	7,895.56	既存棟　2,226.92 増築棟　5,668.64

購入金額

土　地　　99,000,000　円
建　物　　973,080,000　円
合　計　　1,072,080,000　円

購　入　日

平成28年4月1日

※　平成27年12月8日、吉野町議会において「吉野病院の土地・建物の財産処分について」議決

資料23
南和広域医療組合
平成28年3月1日

同第１号
南和広域医療組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○組合規約第１２条の規定に基づき、組合には識見監査委員１名と議会選出監査委員１名の２名が選任されている。

①識見監査委員（代表監査）　橋本　重夫　氏
②議会選出監査委員　中南　太一　氏　（十津川村選出）

○監査委員の任期については、①識見監査委員は４年、②議会選出監査委員はその者の組合議員の任期、となっている。

○②の中南委員については、地方統一選に伴う議員改選により、昨年１０月の組合議会で再任されたところであるが、①の橋本委員については、平成２４年３月２７日開催の第１回組合議会臨時会で選任同意されているため、本年３月２６日で任期満了となる。

○橋本委員に関しては、元五條市職員（教育部長で退職）であり、豊富な行政経験を生かし、今まで組合の財務執行状況について、的確なる審査及び指導をいただいてきたところであり、組合が公営企業会計へ移行した後も、引き続き適切に審査が行われていると思料される。

○このため、組合としては、引き続き橋本氏に識見の監査委員を依頼したいと考えており、議会の選任同意を求めるもの。

橋本　重夫 氏
●生年月日　昭和２２年６月１８日
●住　所　五條市